

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄の

要件外払出しの課税の特例扱いについて

東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。
一日も早い復旧を、心からお祈り申し上げます。

平成 23 年 4 月 27 日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が公布・施行され、東日本大震災により被害を受けたことによる財形住宅貯蓄または財形年金貯蓄の要件外払出しについて、課税の特例扱い（当該払出しに係る利子等について課税しないこと、また遡及課税も行わないこと）が認められました。

その具体的な取扱いは以下のとおりです。

1. 今回の特例により非課税となる払出し

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間の払出しで、東日本大震災によって被害を受けたことによる財形住宅貯蓄または財形年金貯蓄の払出しであることについて、税務署の確認・交付を受けた書面の提出のあるもの。

2. 必要書類等

(1) 平成 23 年 4 月 27 日以降に行う要件外払出しについて課税の特例扱いを受けるためには、お客さまの住所地の所轄税務署長名の「財産形成住宅（年金）貯蓄に関する確認申請に対する確認の通知書」が必要です。

この通知書につきましては、お客さまが住所地の所轄税務署にその交付を申請してください。

(2) 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 26 日までの間に、要件外払出しを受けたお客さまは、納付済みの所得税および地方税について還付を受けることができますので、次のとおり請求してください。

① 還付請求期限 平成 24 年 3 月 10 日

② 還付請求場所

所得税 ー お客さまの住所地の所轄税務署

地方税 ー お取引店舗が所在する都道府県税事務所